

分譲のご案内

1 お申し込みについて

① 申込者の資格

- (1) 自己の住宅（アパート・マンション等、共同住宅を除く。）を建築する宅地を必要としている方。
- (2) 宅地を買い受け後、概ね3年以内に自己の住宅を建築しようとする方。
- (3) 申込者と契約者（所有権者）は、同一人であること。

② 申込み方法

宅地分譲申込用紙（別紙）に所定の事項をご記入の上、住民票（世帯全員）1通を添えてお申し込み下さい。

③ 申込時間

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝祭日は受付できません）

④ 申込場所 佐久市土地開発公社

2 売買契約及び売買代金の納入方法

ご契約時に、内金として、売買代金の10%以上の金額を納入していただき契約の締結を行います。（内金納入日を契約日とします）

契約締結後、2ヶ月以内に売買代金の残金及び登録免許税を納入していただきます。

3 所有権移転登記 売買代金完納後、佐久市土地開発公社で所有権移転登記を行います。

4 土地の引渡し 所有権移転登記手続き完了をもって、土地の引渡しとします

5 公租公課

分譲地の購入に際し、以下の税金が課税されます。

(1) 取得時に課税される税金

- 印紙税（国税） 売買契約書に添付（収入印紙）
売買代金が1,000万円以下・・・10,000円
売買代金が1,000万円超・・・15,000円
- 登録免許税（国税） 不動産の移転登記に課税される税

(2) 取得後に課税される税金

- 固定資産税（市税）
土地、家屋に課税される税。その年の1月1日現在の所有者に課税（毎年）
課税標準 X 1.4% = 固定資産税
- 都市計画税（市税）
都市計画区域に指定された土地、家屋に課税される税。その年の1月1日現在の所有者に課税（毎年） 課税標準 X 0.2% = 都市計画税
- 不動産取得税（県税）
土地、建物を取得した時に課税される税（取得時のみ）

お申し込み・お問い合わせ

〒385-0043 長野県佐久市取出町183番地 佐久市野沢会館2階
佐久市土地開発公社 0267-62-8667